

会議録

会議の名称	令和7年度 第1回 大規模小売店舗立地審議会
開催日時	令和7年7月22日（火） 午前10時00分から午前10時30分まで
開催場所	Web会議
出席者	会長：久委員 副会長：若井委員 委員：西堀委員、大下委員、皆川委員、大塚委員
欠席者	なし
案件名	大規模小売店舗立地法第5条1項（新設）に基づく届出（1件） ・（仮称）ガリバー一枚方店の新設届について 大規模小売店舗立地法第6条2項（変更）に基づく届出（1件） ・光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事（1街区）の必要駐車台数の変更届について
提出された資料等の名称	[資料1]（仮称）ガリバー一枚方店【新設】 [資料2]（仮称）光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事（1街区）【変更】
決定事項	審議案件について、「意見なし」の答申を行うことを決定
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	なし
所管部署（事務局）	観光にぎわい部 商工振興課

審 議 内 容

○ 会長

定刻となりましたので大規模小売店舗立地審議会を開催します。

本日はお忙しい中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

はじめに事務局から本日の委員の出席状況および進行についてご報告いただければと思います。
よろしくをお願いします。

○ 事務局

本日の出席状況ですが、委員6名のうち6名の方に出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の会議録作成のため、会議内容を補助的に録画させていただきます。

続きまして、事前に郵送および電子メールでお送りした資料の確認をお願いいたします。

本日の資料ですが、次第に記載の通り、資料1（仮称）ガリバー枚方店、資料2（仮称）光善寺駅前西地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事となります。

また、各種条例などその他の参考資料につきましては事前に電子メールの方でお送りしておりますので適宜ご確認いただければと思います。

次に、会議の公開・非公開および会議録の公表・非公表につきましては、一昨年の10月開催の令和5年度第1回審議会におきまして、会議は公開、会議録についても公表と決定いただいておりますので、今回も同様の取り扱いとさせていただきます。

なお、会議録につきましては事務局で作成後、規程第6条のとおり、会議終了後、概ね2ヶ月以内に作成、公開いたします。事務局からは以上でございます。

○ 会長

ありがとうございます。

それでは本日の会議につきましても公開とさせていただきます。

本日の傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○ 事務局

本日の傍聴希望者はありません。

○ 会長

ありがとうございます。

それでは案件に移らせていただきます。

1件目の（仮称）ガリバー枚方店につきまして、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局

<資料1に基づき説明>

○ 会長

ありがとうございます。

それではただいまの内容につきまして、何かご質問ご意見はありますでしょうか。

○ 委員

6点ほど意見を整理しています。

1点目です。荷捌き施設においては、搬入車両のバック時に従業員が誘導を行うなど、安全面に配慮していただきたいという点です。

2点目です。駐車場収容台数が22台ということですが、繁忙期は従業員の駐車場スペースを活用するなど、柔軟な対応ができるように準備いただきたいという点です。

3点目です。自転車や自動二輪車で来客があった場合には、従業員が誘導を行うなど、敷地内で安全な移動ができるよう配慮いただきたいという点です。

4点目です。敷地の西側に特別養護老人ホームがありますので、騒音と光害の影響がないように事前に配慮いただきたいという点です。

5点目です。廃棄物の保管施設の既存店舗の排出実績値として、生ごみが0 m³となっておりますが、従業員の方の飲食等も想定されるため、対策をとっておいていただきたいという点です。

6点目です。大規模小売店舗立地法に直接関わる部分ではございませんが、併設施設である整備工場から排出される産業廃棄物についても小売店舗用とは別に保管・処理いただきたいという点です。

○ 会長

ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

では私の方から1点、屋外広告物は枚方市の景観条例等で届出が必要なため、関係部局でもチェックしていただけたらと思いますが、店舗が立地する国道付近の道路は、来店客にとって、店舗への進入口が分かりづらい構造となっていると思われます。

今後、店舗の付近には野立ての屋外広告が出てくる可能性も考えられるため、広告物については、道路沿いの景観を乱さないような形でボリュームやデザインの配慮をしていただければありがたいなと思っております。

○ 事務局

承知しました。

○ 会長

他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは委員と私のお伝えした内容は伝達事項ということで設置者に口頭でお伝えさせていただきたいと思いますが、法の第8条第4号の規定による意見はなしということでお返ししてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 会長

ありがとうございます。

伝達事項につきましては、別途、設置者に通知をさせていただきます。

詳細につきましては、委員の皆様にご後日確認いただくこととさせていただきます。

続いての案件ですが、光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事につきまして、事務局から説明いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○ 事務局

<資料2に基づき説明>

○ 会長

ありがとうございます。

それではただいまの内容につきまして、何かご質問ご意見はありますでしょうか。

○ 委員

3点あります。

1点目ですが、店舗と隔地駐車場の距離を教えてください。

○ 事務局

100mほどとなります。

○ 委員

100mであれば、歩いて行ける距離ですね。

○ 事務局

歩いて行ける距離だと思います。

○ 委員

2点目ですが、隔地駐車場で確保しているマスが分散しているので、トラブルのないように管理していただくようお願いします。

最後に3点目ですが、駐車場の出入口の視認性について、出入口の状況を教えてください。

○ 事務局

2点目の店舗の駐車マスにつきましては店舗専用と分かるようにサインがあり、来店客が停めやすいように運用されております。

3点目の当該隔地駐車場の出入口の視認性につきましては良好な状況となっております。

場内には飛び出しの抑止の看板の設置や出口部分には「止まれ」のサインの路面標示等があるほか、フェンスも視認性の良いものとなっておりますので、引き続き事故が起こりにくい駐車場であることを確認しております。

○ 委員

ありがとうございます。

駐車場の管理については、利用者が気持ちよく利用できる状況を作って、管理していただくよう、口頭で事業者さんにお伝えいただければと思います。

以上です。

○ 会長

ありがとうございます。

確認ですが、店舗が営業されている中で、今のところ駐車場の運用に支障は生じていないという理解でよろしいですね。

○ 事務局

会長ご指摘のとおりです。支障はなく、現状の駐車場も利用台数は少ない状況です。

○ 会長

また、現在の空き店舗が埋まったと想定した場合の補正值として 1.32 倍を掛けられていますが、補正值は面積按分という理解でよろしいでしょうか。

○ 事務局

会長ご指摘のとおり、補正值は面積で按分されております。

大規模小売店舗立地法の必要駐車台数は小売店舗の面積ベースで算出されますので、基本的には同法の考え方に基づいて空き店舗率を算出されております。

○ 会長

その上で、今後、「自動車での来店が想定される業種が入居された場合は必要台数を見直します。」というのが、事業者から届出されている配慮事項という理解でよろしいでしょうか。

○ 事務局

ただ今のご指摘の点が非常に重要だと考えております。複合施設の大規模小売店舗は入居するテナントによって、施設の状況が大きく変わることから、事後的な対応とならないように、あらかじめ、事業者側としても「状況に応じて駐車台数を増やします」という配慮事項を記載いただいております。

○ 会長

私が住んでいる市の駅前にも集客力の高い小型のスーパーが2店舗ほど立地していますが、駐車場が満車となっている状況をよく見かけます。なぜこの話をさせていただいたかということ、店舗側としても用意している駐車場が一定数埋まる程度の来客数がないと、経営が厳しくなると思っていますので、その観点から申し上げますと、本件の利用台数が少ない状況は、店舗の稼働が心配になります。本来は自動車でも誘客できた方が、再開発で建てられたビルとしても、店舗の稼働率の面からも望ましいのではないかと考えますので、店舗側には今後も積極的に誘客に取り組んでいただきたいと一方では思っているところです。

○ 会長

他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは委員と私のお伝えした内容は伝達事項ということで設置者に口頭でお伝えさせていただきたいと思いますが、法の第 8 条第 4 号の規定による意見はなしということでお返ししてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 会長

ありがとうございます。

伝達事項につきましては、別途、設置者に通知をさせていただきます。

詳細につきましては、委員の皆様には後日確認いただくこととさせていただきます。

以上で本日の案件の全てを終了しましたが、委員の皆様からその他の事項あるいは振り返りも含めて何かございますか。

○ 委員

廃棄物の保管や排出については、年々厳しくなっているため、ガリバー一枚方店の整備工場から排出される廃棄物の対応については、しっかりと確認いただきたいと思います。

小売店舗側が一生懸命取り組んでも、整備工場側の対応に不足があれば、施設全体としては不十分という評価となりますので、よろしく願いいたします。

最後に今回送付いただいた資料の取り扱いについて教えてください。

○ 事務局

公開資料であるため、保管いただいても破棄していただいても差し支えございません。

○ 委員

わかりました。

○ 会長

ガリバーは、公正に事業活動を行われていると思いますが、少し前には、一部の企業の不祥事により、業界全体の信頼が揺らぐような事案も発生していたため、慎重に取り扱った方がいい部分もあると思います。

他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは本日の審議会についても円滑な運営にご協力をいただきありがとうございました。

これをもちまして第 1 回大規模小売店舗土地審議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

以上